

**平成 26 年 12 月 県議会定例会付議追加
予定案件**

平成 26 年 12 月

和歌山県総務学事課

平成26年12月県議会定例会付議追加予定案件

1. 平成26年度補正予算案件 6件

議案第179号 平成26年度和歌山県一般会計補正予算

○補正額 611,899千円
(補正前予算総額 572,681,551千円→
補正後予算総額 573,293,450千円)
※補正前予算総額には、現在、県議会へ提案中の予算を含む

議案第180号 平成26年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算

○補正額 1,136千円
(補正前予算総額 12,090,582千円→
補正後予算総額 12,091,718千円)

議案第181号 平成26年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算

○補正額 ▲1,194千円
(補正前予算総額 673,115千円→
補正後予算総額 671,921千円)

議案第182号 平成26年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算

○補正額 10,610千円
(補正前予算総額 2,795,029千円→
補正後予算総額 2,805,639千円)

議案第183号 平成26年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算

○補正額 ▲19,491千円
(補正前予算総額 907,478千円→
補正後予算総額 887,987千円)

議案第184号 平成26年度和歌山県土地造成事業会計補正予算

○補正額 ▲3,755千円
(補正前予算総額 4,009,515千円→
補正後予算総額 4,005,760千円)

2. 条例案件 8件

議案第185号 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例(人事課)

知事及び副知事の期末手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うもの

- ・ 内容：期末手当の支給割合の改定
(年間支給月数 2.95月→3.10月)
- ・ 施行日：公布の日

なお、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」等で、

当該条例を準用しているため、議会の議員、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合も同様に改定される

議案第186号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

職員の給与について、和歌山県人事委員会勧告に基づき、給料月額、通勤手当等の額の改定を行うとともに、勤勉手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うもの

・主な内容

(1)給料月額の改定

(平均改定率 0.29%)

(2)通勤手当の改定

自転車等を使用する職員に係る通勤手当の額を使用距離区分に応じて、引上げ

(引上額 100円～7,100円)

(3)単身赴任手当の改定

(基礎額 23,000円→26,000円)

(4)勤勉手当の支給割合の改定

(年間支給月数(期末手当含む) 3.95月→4.10月)

・施行日：公布の日

議案第187号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給与について、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に準じて改定するため、所要の改正を行うもの

・施行日：公布の日

議案第188号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

一般職の任期付研究員の給与について、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に準じて改定するため、所要の改正を行うもの

・施行日：公布の日

議案第189号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

一般職の任期付職員の給与について、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に準じて改定するため、所要の改正を行うもの

・施行日：公布の日

議案第190号 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ((教)給与課)

教育職員の給与について、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に準じて改定するため、所要の改正を行うもの

・施行日：公布の日

議案第191号 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

((教)給与課)

市町村立学校職員の給与について、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に準じて改定するため、所要の改正を行うもの
・施行日：公布の日

議案第192号 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ((警)警務課)

警察職員の給与について、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に準じて改定するため、所要の改正を行うもの
・施行日：公布の日